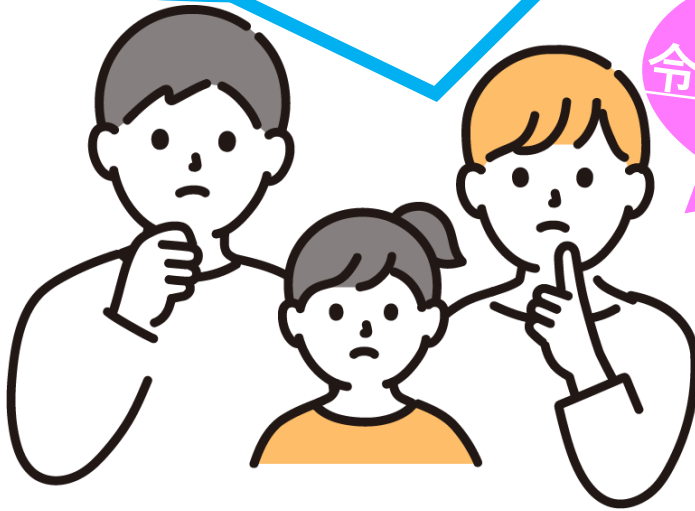


新型コロナウイルス感染症流行により

接種を逃した予防接種は ありませんか？



延長期限は
令和7年5月7日まで

お急ぎください！

大阪市では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国の緊急事態宣言等による影響で、やむを得ず定期予防接種を規定の期間内に受けられなかった方について、接種期間を延長しています。

まずは、接種していないワクチンがあるか母子健康手帳等の接種記録をご確認ください。

対象者

延長対象者の生年月日に該当する

大阪市民の方
(詳細は裏面へ)



延長期間内は
費用 **無料**

接種方法は
裏面をチェック！



大阪市保健所・各区保健福祉センター

延長対象者の生年月日一覧

予防接種の種類	延長対象者の生年月日一覧	注意事項
ヒブ	平成27年4月8日 ~ 令和2年5月8日	10歳の誕生日の前日までに接種してください。
小児用肺炎球菌	平成27年4月8日 ~ 令和2年5月8日	6歳の誕生日の前日までに接種してください。
B型肝炎	平成31年4月8日 ~ 令和5年5月7日	
BCG	平成31年4月8日 ~ 令和5年5月7日	各区保健福祉センターへの事前の申請と検査が必要です。 2歳の誕生日の前日までに接種してください。
4種混合	平成24年10月8日 ~ 平成29年11月8日	
ポリオ	平成24年10月8日 ~ 平成29年11月8日	
3種混合	平成24年10月8日 ~ 平成29年11月8日	
DT 2期	平成19年4月8日 ~ 平成24年5月8日	
MR 1期	平成30年4月8日 ~ 令和4年5月8日	
MR 2期	平成26年4月2日 ~ 平成30年4月1日	
水とう	平成29年4月8日 ~ 令和4年5月8日	
日本脳炎 1期	平成24年10月8日 ~ 平成29年11月8日	
日本脳炎 2期	平成19年4月8日 ~ 平成24年5月8日	
日本脳炎（経過措置）	平成19年4月8日 ~ 平成21年10月1日	

(令和2年3月の厚労省からの通知をもとに延長対象者の生年月日を提示)

- ※延長対象者の生年月日一覧は令和2年4月7日の緊急事態宣言及び令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけの変更時期を基準に設定しています。
- ※予防接種の種類ごとの注意事項（接種期限等）は遵守してください。
- ※ヒブ・小児用肺炎球菌は接種開始年齢によって、接種回数異なります。
詳細は、委託医療機関へお問い合わせください。
- ※ロタウイルス感染症は、腸重積症のリスクにより延長の対象外です。
- ※子宮頸がんはキャッチアップ接種の開始により延長の対象外です（キャッチアップ接種については大阪市ホームページ『子宮頸がん予防ワクチンの接種について』をご参照ください）。

接種方法

委託医療機関へ事前に電話等で延長接種対象者であることを申し出のうえ(※)、未接種分の予防接種を受けてください。委託医療機関にて、対象年齢や接種回数などの確認を行います。(※)BCGのみ、事前にお住まいの区の保健福祉センターへの申請が必要です

接種日当日は、母子健康手帳・予防接種手帳などを持参のうえ、接種してください。



委託医療機関は
こちら



制度の詳細は
こちら



大阪市 予防接種の最新情報

検索

大阪市保健所感染症対策課

電話 06-6647-0813

FAX 06-6647-0803

令和6年6月作成